

笛吹市地域防災計画（素案）に対するパブリックコメントの募集について

1 目的

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、市が防災に関し処理すべき事務や業務について計画したもので、現在の「笛吹市地域防災計画」は、平成 30 年 3 月に改定したものです。

その後、災害対策基本法の一部改正（避難勧告、避難指示の一本化等）、国の防災基本計画や山梨県地域防災計画の改正、市の国土強靱化計画の策定、県の南海トラフ地震の被害想定のパブリックコメントの公開などがありましたので、これらを踏まえ、この度、笛吹市地域防災計画（素案）を作成しました。

については、今後の計画策定の参考とするため、広く皆様の御意見、御要望をお伺いいたします。

2 意見募集期間

令和 5 年 12 月 22 日（金）～令和 6 年 1 月 22 日（月）

※上記期間、本市のホームページで閲覧できます。また、上記期間の土曜日、日曜日、祝日及び令和 5 年 12 月 29 日から令和 6 年 1 月 3 日までの間以外の日には、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの時間帯に、笛吹市役所本館 防災危機管理課 防災担当及び各支所において閲覧できます。

3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」を、市ホームページからダウンロード又は笛吹市役所 総務部 防災危機管理課 防災担当又は各支所の窓口に備え付けの用紙に、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

住所、氏名、電話番号は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

（1）電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入後、
「pubc-bousai@city.fuefuki.lg.jp」宛のメールに添付し、送信してください。

（2）ファクシミリの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入し、
FAX 番号（055-262-4115）に送信してください。

（3）郵送の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入し、
〒406-8510 笛吹市石和町市部 777 番地 笛吹市役所 総務部 防災危機管理課

防災担当まで郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

笛吹市役所 総務部 防災危機管理課 防災担当又は各支所の窓口に備え付けの「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を記入し、当該窓口に提出してください。

4 御意見の取扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理、分類した上で、これに対する市の考え方とともに市ホームページで公開します。

なお、住所、氏名等の個人に関する情報は公開しないことはもとより、ほかの目的で使用するものは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市役所 総務部 防災危機管理課 防災担当
電話 055-262-4111 (内線 233・920)